

参考資料

1　令和6年度　災害共済給付ガイド

はじめに

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）では、学校等の管理下※における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うとともに、国の事故防止の施策と連携しながら、災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用した学校等における事故防止に関する業務を一体的に行うことにより、事故防止の取組を推進しています。

本ガイドは、災害共済給付にかかる事業と経営の内容について公開することを目的としております。具体的には、当該事業の令和5年度における財務状況や災害共済給付制度の加入状況、発生件数、給付状況のほか、災害共済給付制度について成り立ちや共済掛金・各種見舞金額の改訂経緯等について取りまとめています。また、事故防止に関する情報発信、資料の活用事例、調査研究についてご紹介するものです。

JSCでは、これまで以上に学校等における事故防止の取組に対する支援を強化するとともに、学校等の管理下における事故防止を含め、学校教育又は保育所等における保育の円滑な実施に積極的に貢献していきたいと考えておりますので、関係機関、関係者の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力くださるようお願いいたします。

本ガイドが、学校等の現場における事故防止の取組の参考資料として関係者の皆様にご活用いただければ幸いです。

災害共済給付事業部





※独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号に定める「学校の管理下」については、同法施行令において「保育所等の管理下」に読み替え、保育所等の災害共済給付に準用されていることから、本ガイドでは、「学校等の管理下」と表記します。

目 次

1 災害共済給付について …… 3
（1）災害共済給付制度の成り立ち、性格 …… 3
（2）災害共済給付制度のあゆみ（沿革） …… 5
（3）組織と概要 …… 7

2 災害共済給付事業 …… 8
（1）災害共済給付の説明 …… 8
①加入対象者、共済掛金の額 …… 8
②給付の対象となる災害の範囲と給付金額 …… 9
③学校等の管理下とは …… 10
④給付金支払請求の「時効」 …… 11
⑤請求書類の医療機関の証明 …… 11
⑥事務のオンライン化と情報セキュリティ対策 …… 12
⑦事務の流れ（契約から掛金支払／給付事務） …… 13
⑧免責の特約 …… 15
（2）事故防止に関する情報発信 …… 17
①情報発信 …… 17
②事故防止資料の活用事例 …… 21
③学校等における事故防止に関する調査研究 …… 21

3 事業と経営の概況 …… 22
①令和５年度事業概要／決算概況 …… 22
②財政状況の推移 …… 24
③主な指標の推移 …… 25
④詳細データ …… 27
⑤共済掛金額/死亡・障害見舞金額等の改定経緯 …… 29

4 所在地一覧 …… 30

1 災害共済給付について

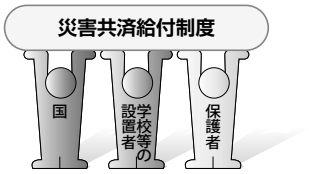
(1)災害共済給付制度の成り立ち、性格

災害共済給付制度とは

災害共済給付制度とは、JSCと学校等の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校等の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

現在、全国の学校等で、児童生徒等総数の約95%にあたる1,575万人（令和５年度）が加入しています。

国・学校等の設置者・保護者の三者による互助共済制度

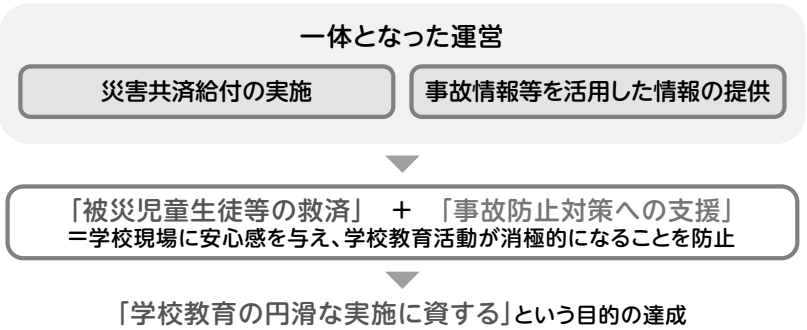


制度創設の歴史的背景

昭和30年頃の学校教育の場における児童生徒等の負傷又は疾病に対しては、学校で応急処置を行っていたものの、その後の医療費負担については、保護者の負担により支払わざるを得なくなるという**金銭的な問題がトラブルの一因**となり、**学校教育の円滑な実施にあたり問題**となっていました。

このような中、児童生徒の教育の場における災害に対する**補償問題の解決**のため、昭和34年12月には、日本学校安全会を設立しようとする**「日本学校安全会法」**が成立、昭和35年3月1日に、JSCの前身組織である「日本学校安全会」が設立され、**昭和35年4月1日から、災害共済給付業務が開始**されました。

なお、日本学校安全会においては、日本学校安全会法に基づき、**学校教育の円滑な実施に資する**ため、**「学校安全の普及充実に関する業務」**を行うとともに、**「義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の負傷その他の災害に関して必要な給付（災害共済給付）」**を行うこととされていましたが、現在では「学校安全の普及充実」のための業務は終了し、**「災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用した情報の提供」**を災害共済給付の実施と一体となり行うことで、学校等における事故防止のための取組を支援しています。



災害共済給付の基本的な考え方

学校で発生した災害が、第三者（学校及び学校の設置者を含む。以下同じ。）による加害行為であり、損害賠償の対象である事案であれば、第三者が損害を賠償すべきものとなりますが、現実に学校で起きる児童生徒等の災害は、**いわゆる不慮の事故とみられる不可抗力的、偶発的な災害が非常に多い**ものです。

こうした災害に対する治療のための費用について、保護者の経済的負担を低減していくため、「国」、「学校の設置者」、「保護者」のそれぞれの分担協力関係によって、つまり互助共済によって災害共済給付の事業を行おうとするものです。

なお、学校の管理下において発生した災害が、いわゆる不慮の事故であり、学校及び学校の設置者として損害賠償の責に任ずる程度のものでなかったとしても、多数の児童生徒等を預かり、安全に教育を実施していくべき学校の設置者としては、災害の発生に重大な関係と関心を有する必要があります。

そのような教育的配慮から、災害共済給付の制度設計においては、

- 学校の設置者が契約者となり、JSCとの間で災害共済給付契約を締結する。
- 児童生徒等の共済掛金について、学校の設置者もその一部を負担する。
- 給付金の支払請求事務について、学校及び学校の設置者が手続を行う。

ことと定めています。保育所等についても同様の考え方で運用しています。

学校等及び学校等の設置者の皆さまには、本制度の基本的性格をご理解いただき、本制度の安定的な運用にご協力いただきますようお願いします。

災害共済給付制度の特色

上述の歴史的背景、基本的な考え方も踏まえ、災害共済給付制度には次のような特色があります。

① 低額な掛金で厚い給付が行われます。※1
② 学校等の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。※2
③ 学校等の責任において提供された食物によるO157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。※3

災害共済給付制度の説明については、8ページをご参照ください。

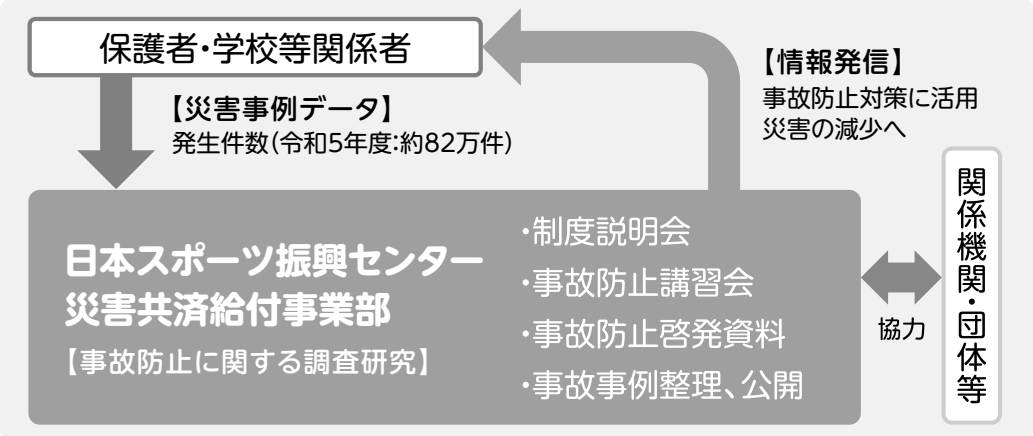
（注）1　災害共済給付制度が低額な掛金で厚い給付ができる理由は次のとおりです。
・学校等及び学校等の設置者において、災害共済給付契約や給付金の支払請求等の事務にご協力をいただいていること。
・給付金の支払請求に係る請求用紙への証明に医師等のご協力をいただいていること。
・給付金に対して国の補助があること。

（注）2　「学校等の管理下」（10ページ参照）で発生した災害である場合。
なお、JSCが災害共済給付を行うことで、学校等及び学校等の設置者に法的責任を問うたり、特定の個人の責任を追及したりするものでもありません。

（注）3　給付の対象となる災害の範囲については、9ページをご参照ください。

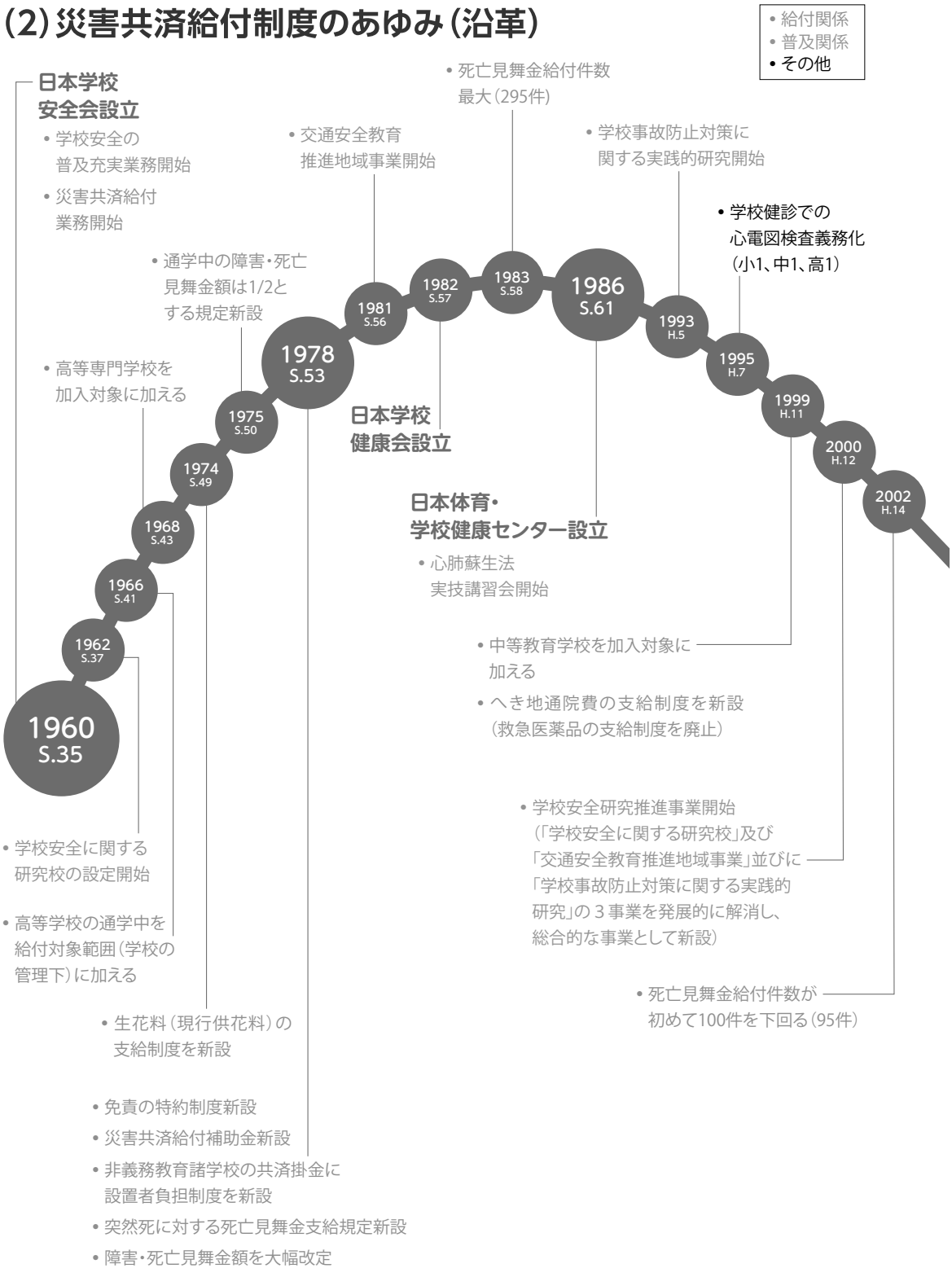
事故情報等を活用した情報の提供

災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用して、事例・統計データの整理、分析及び調査研究を行い、その成果を学校等関係者に分かりやすく提供することにより、学校等における事故防止の取組を支援します。



事故防止に関する情報発信、調査研究については、17ページをご参照ください。

(2) 災害共済給付制度のあゆみ（沿革）





2003 H.15

- 医療従事者以外のAEDの使用が可能になる



独立行政法人日本スポーツ振興センター設立



2004 H.16

2005 H.17

47都道府県支部を6支所にブロック化

- 災害共済給付オンライン請求システム導入

2008 H.20

- 学校安全支援業務開始
- 学校安全研究推進事業は、平成20年度末をもって廃止

2009 H.21

「学校保健安全法」施行（文部科学省）

- 心肺蘇生法実技講習会は、平成21年度末をもって廃止

2011 H.23

- 「学校安全の推進に関する計画」策定（文部科学省）

2012 H.24

東日本大震災発生

- 東日本大震災特別弔慰金の支給制度を新設

2015 H.27

子ども・子育て支援新制度開始

- 認定こども園、特定保育事業を加入対象に加える

2016 H.28

熊本地震発生、「学校事故対応に関する指針」策定（文部科学省）

- 義務教育学校を加入対象に加える

2017 H.29

- 年度途中に経営を開始した保育所等における契約締結期限・共済掛金支払期限の設定
- 高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設、企業主導型保育施設を加入対象に加える

2019 R.1

2020 R.2

新型コロナウイルス感染症の拡大

2021 R.3

- 歯牙欠損見舞金の支給制度を新設

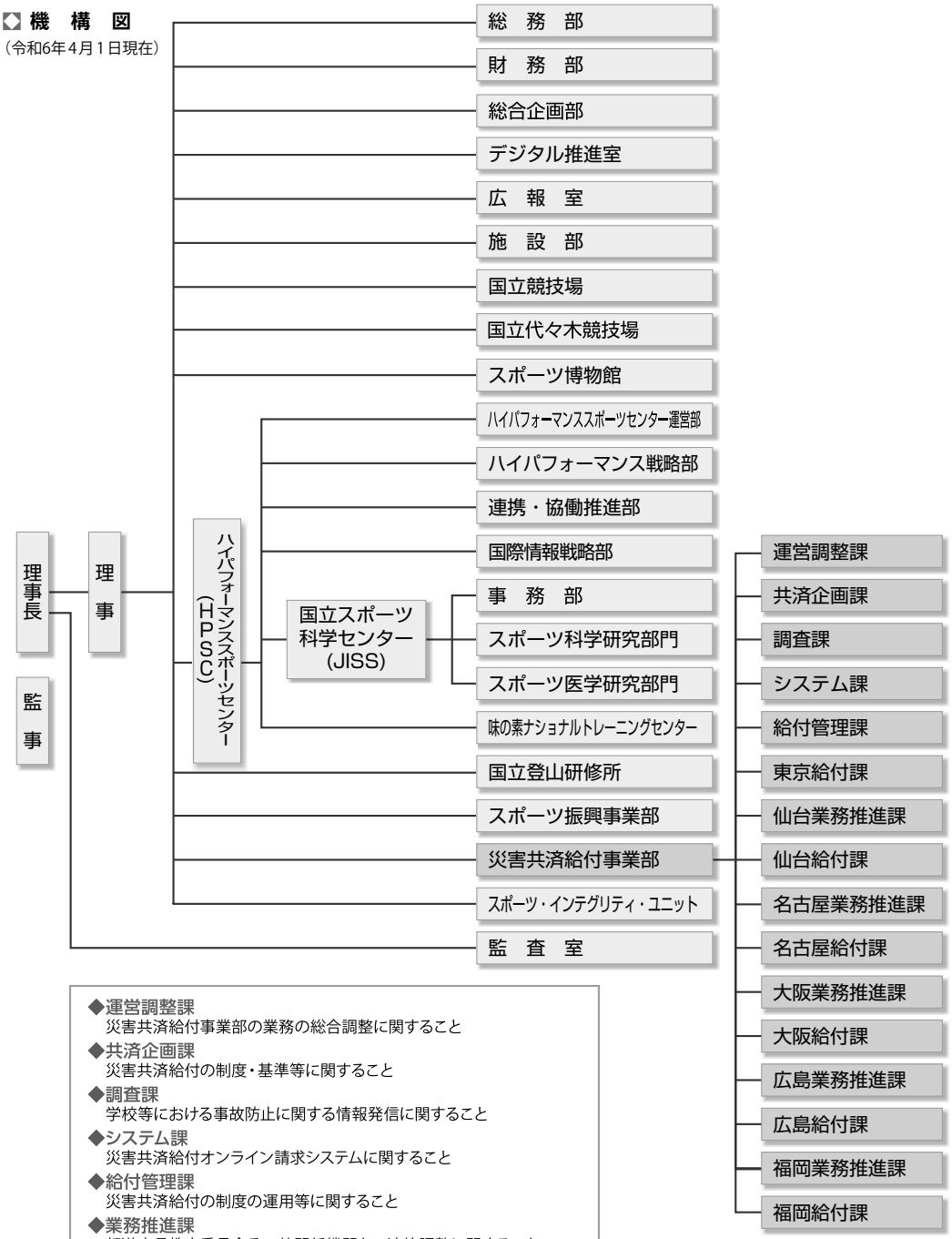
2023 R.5

こども家庭庁設置、災害共済給付に関する事務の所管が文部科学省からこども家庭庁に移管

(3)組織と概要

JSCの組織は下図のとおりです。

機　構　図
（令和6年4月1日現在）



◆運営調整課
災害共済給付事業部の業務の総合調整に関すること
◆共済企画課
災害共済給付の制度・基準等に関すること
◆調査課
学校等における事故防止に関する情報発信に関すること
◆システム課
災害共済給付オンライン請求システムに関すること
◆給付管理課
災害共済給付の制度の運用等に関すること
◆業務推進課
都道府県教育委員会その他関係機関との連絡調整に関すること
事故防止業務の調整及び実施に関すること
◆給付課
災害共済給付に係る実務全般

2 災害共済給付事業

(1)災害共済給付の説明

① 加入対象者、共済掛金の額

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額

児童生徒等1人当たりの共済掛金の年額は、次のとおりです。

（令和6年度）

学校種別		一般児童生徒	要保護児童生徒
義務教育諸学校		920(460)円	40(20)円
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150(1,075)円	
	定時制 夜間等学科	980(490)円	
	通信制 通信制学科	280(140)円	
高等専門学校		1,930(965)円	
幼稚園		270(135)円	
幼保連携型認定こども園		270(135)円	
保育所等		350(175)円	40(20)円

（注）1　（　）内は、沖縄県における共済掛金の額です。

（注）2　共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校等では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校等の設置者が負担します。

（注）3　学校等の設置者が免責の特約（15ページ詳細）を付けた場合は、左表の額に、児童生徒等1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

（注）4　要保護児童生徒とは、生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒をいいます。要保護児童生徒については、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒とは別に共済掛金の額を定めています。

② 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害共済給付の対象となる災害の範囲と給付金額は、次のとおりです。

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負　傷	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの(1)		医療費 ● 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。(2)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ● 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾　病	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めているもの ● 学校給食等による中毒　● 異物の嚥下又は迷入による疾病 ● ガス等による中毒　● 漆等による皮膚炎 ● 熱中症　● 外部衝撃等による疾病 ● 溺水　● 負傷による疾病		
障　害	学校等の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）		障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死　亡	学校等の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金　3,000万円 〔通学（園）中の災害の場合1,500万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金　3,000万円 〔通学（園）中の災害の場合1,500万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金　1,500万円 〔通学（園）中の災害の場合も同様〕

⑴初診から治ゆまでの間の医療費総額が500点（5,000円）に満たない場合は給付対象になりません。
500点（5,000円）には、「入院に係る食事療養標準負担額」や「保険外併用療養費」は含みません。

⑵医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の3割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の1割（療養に伴って要する費用）を加算した額になります。

【例】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）の場合
（A）療養に要する費用の算定額
1,000点（10,000円）×3/10＝3,000円（窓口での支払い額、自己負担分）
（B）療養に伴って要する費用
1,000点（10,000円）×1/10＝1,000円（1割相当額、JSC付加支給分）
（A）＋（B）＝4,000円（JSCからの給付額）

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

▶ **供花料の支給…** 学校等の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、供花料として17万円を支給します。

▶ **歯牙欠損見舞金の支給…** 学校等の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損(3)（障害見舞金の対象となるものを除く。）に対し、歯牙欠損見舞金として1歯につき8万円を支給します。

⑶「欠損」とは、永久歯が根から全部取れてなくなったもの（喪失歯）をいいます（治療過程で抜歯したものを含みます。）。破折は含みません。

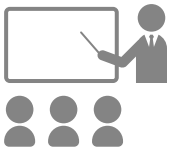
▶ **へき地学校の児童生徒に対する通院費の支給…** へき地地域（へき地教育振興法に規定する3級地、4級地及び5級地に所在する義務教育諸学校の児童生徒が学校等の管理下の災害による負傷・疾病の治療のため、医療機関に通院した場合に通院日数に応じて1日当たり1,000円の通院費を支給します。

③ 学校等の管理下とは

災害共済給付においては、給付の対象となる範囲を「学校等の管理下」として定めており、次の場合を「学校等の管理下」としています。

1

学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含みます。）



（例）
- 各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
- 特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除等）

2

学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合



（例）
- 部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等

3

休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合



（例）
- 始業前、業間休み、昼休み、放課後

4

通常の経路及び方法により通学する場合（保育所等への登園・降園を含みます。）



（例）
- 登校（登園）中、下校（降園）中

5

その他、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合



- 学校の寄宿舎にあるとき
- 学校外で授業が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
- 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

④ 給付金支払請求の「時効」

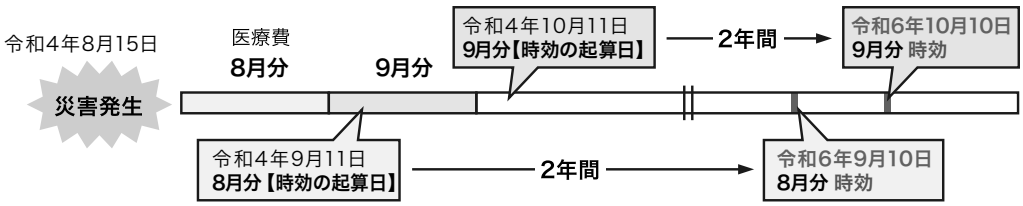
災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

医療費・障害見舞金・死亡見舞金のそれぞれの時効の取扱いは、次のとおりとなります。

◘ 医療費

同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月10日の翌日（11日）から起算して2年の間に請求を行わないときは、時効となります。

（例）令和4年8月～9月に受診した場合は、8月分は令和6年9月10日、9月分は令和6年10月10日までに請求が行われないときは、時効となります。



◘ 障害見舞金

負傷又は疾病が治った日の属する月の翌月10日の翌日（11日）から起算して2年の間に請求を行わないときは、時効となります。

（例）令和4年8月15日に治ゆ又は症状固定した場合、令和6年9月10日までに請求が行われないときは、時効となります。

◘ 死亡見舞金

死亡した日の翌日から起算して2年間請求を行わないときは、時効となります。

（例）令和4年8月20日に死亡した場合、令和6年8月20日までに請求が行われないときは、時効となります。

○時効となったケース○
【事例1】ケガが治ってからまとめて請求すればよいと思い、治療終了を待っていて2年が経過した。
【事例2】最初の月の請求を行ったので、継続分についても時効は回避できたものと勘違いし、翌月以降の医療費の請求を行わず2年が経過した。※医療費は、月ごとに時効が生じます。
【事例3】医療費の給付期間（初診から最長10年）と誤って認識し、2年が経過した。
【事例4】担当者の異動や児童生徒等の転入･転出･進学等の際の引継ぎが不十分であり、2年が経過した。

⑤ 請求書類の医療機関の証明

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいています。

なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

⑥ 事務のオンライン化と情報セキュリティ対策

JSCでは、「災害共済給付オンライン請求システム」（以下「本システム」という。）を平成17年度から導入し、安定的に運用しています。

本システムは、事務の簡略化及び効率化を図ることで迅速な給付等を行うことを目的とし、年度初めの名簿更新、医療費等の支払請求、給付金等の支払通知等について、インターネットを利用したオンラインによる手続きを可能にしています。

また、災害に関わる統計表やグラフを簡単に出力可能にする等、充実した情報提供を行っています。



主な機能

▶学校等における「災害（継続）報告書」の作成

学校等が初回請求時に作成する災害報告書はもちろん、2回目以降の請求に使用する災害継続報告書も作成することができます。また、同一原因で複数の児童生徒等が災害にあった場合には、災害報告書を一括作成することも可能です。

▶学校等の設置者における「支払請求書」の作成

学校等が作成し、設置者へ申請した災害（継続）報告書の受付を行い、支払請求書を作成することができます。

▶給付金支払通知書のダウンロード

設置者は、学校等ごとの給付金支払通知書と集計表をダウンロードすることができます。

設置者が本システム上でダウンロードを許可する作業を実施すると、「支払通知書ダウンロード」機能から、学校等において自校の給付金支払通知書をダウンロードすることができるようになります。

▶報告書履歴等の照会

作成された災害（継続）報告書や支払請求書の内容や事務処理の進捗状況を確認することができます。さらに、同機能から作成途中で一時保存した報告書や請求書を呼び出し、作成の続きを行うことも可能です。

また、「月別報告書作成一覧」機能では、月ごとに作成した報告書の一覧を、「児童生徒別給付一覧」機能では、児童生徒ごとに請求した内容及び審査結果の一覧を確認することができます。

▶統計情報の参照

各種統計情報をPDF文書として出力、保存することができます。なお、性別、災害発生場所、傷病名等、合計82種類のクロス集計での帳票（PDF・CSV）・グラフ（PDF）を出力することができます。

▶名簿更新事務

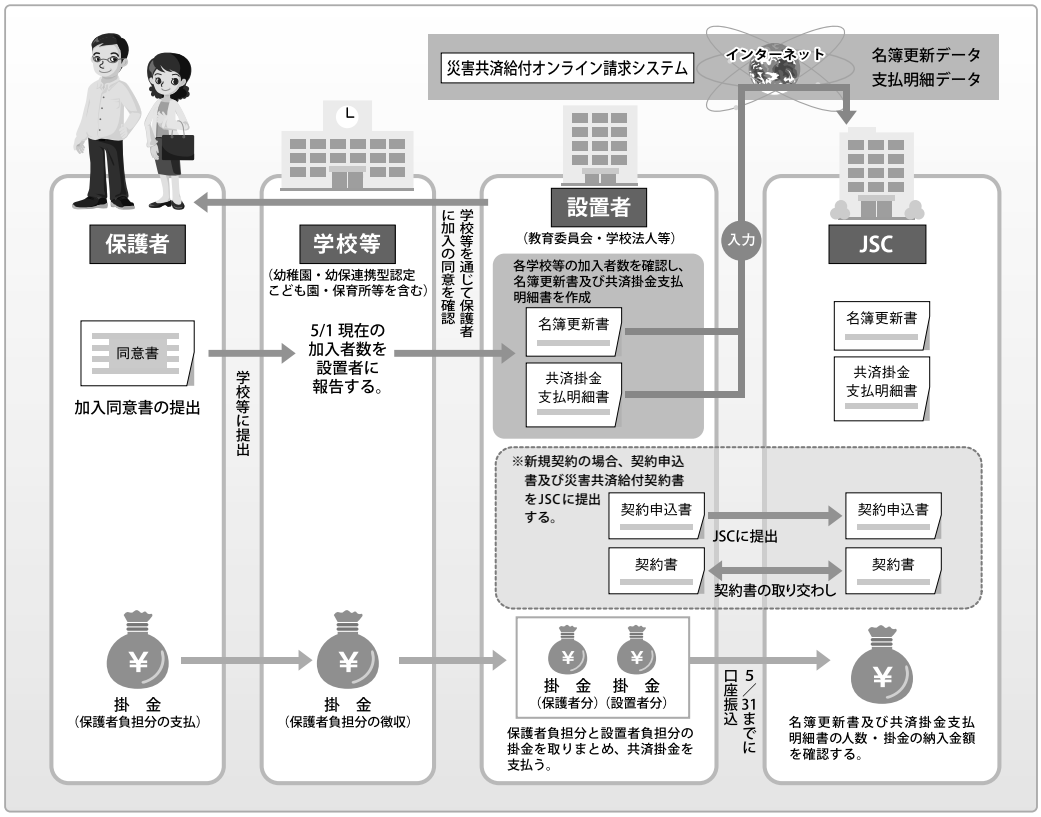
名簿更新手続きに必要な災害共済給付契約名簿更新書、共済掛金支払明細書を作成することができ、共済掛金の額も自動で計算することができます。

情報セキュリティ対策

安心してご利用いただくために、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等のガイドラインに基づき、侵害対策、不正監視・追跡、アクセス利用制限、データ保護、物理対策、障害対策（事業継続対応）、サプライチェーン・リスク対策、利用者保護等の様々なセキュリティ対策を講じています。

⑦ 事務の流れ（契約から掛金支払/給付事務）

◇ 災害共済給付契約から共済掛金の支払まで



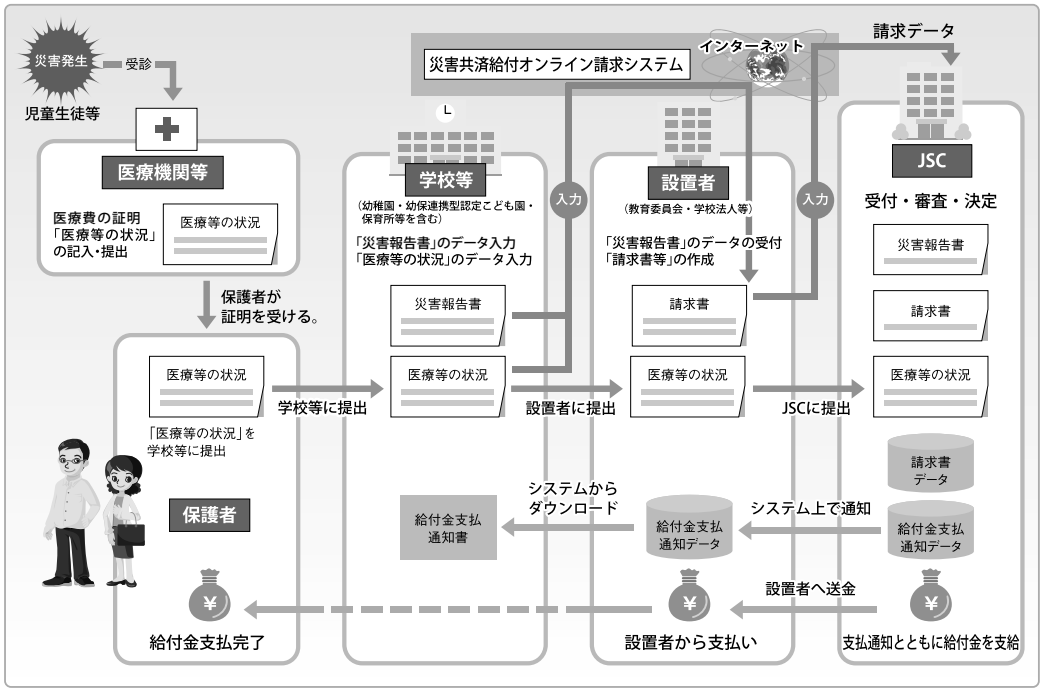
災害共済給付契約	●JSCと学校等の設置者との間で締結します。 ●契約締結期間は、毎年5月1日から5月31日までです。
名簿更新	●次年度以降は、毎年度、名簿更新書を提出することによって契約内容が継続されます。 ●毎年5月1日から5月31日までの間に、名簿更新基準日である5月1日現在の加入者数を報告します。
共済掛金の支払	●学校等の設置者が毎年度、加入者の掛金を取りまとめ、一括してJSCに支払います。 ●支払期限は、毎年5月31日です。5月31日が日曜日の場合は翌日6月1日、土曜日の場合は翌々日の6月2日となります。 ●期限内に支払われた場合は、その年度の4月1日以降に発生した災害が給付の対象となります。 ●期限後に支払われた場合は、その年度の支払日以降に発生した災害が給付の対象となります。
システムの利用	●災害共済給付オンライン請求システムにある名簿更新機能を利用することにより、名簿更新書及び共済掛金支払明細書を簡単に自動作成することができます。 ●名簿更新機能は名簿更新時期になるとシステム上の画面に表示されます。
加入者名簿及び要保護児童生徒名簿の提出	●在籍者全員が加入する場合は、加入者名簿の提出は省略できます。 ●在籍児童生徒等の一部に未加入者がある場合は、加入者全員の名簿の提出が必要となります。 ●要保護児童生徒がいる場合は、要保護児童生徒名簿の提出が必要となります。

※5月2日から当該年度の末日までの間に経営を開始した保育所等における契約締結期限及び共済掛金の支払期限は、「その経営を開始した日の属する月の翌月の末日」となります。
※ここでいう加入者とは、加入する児童生徒等のことを指します。

給付の流れ

災害共済給付は、災害共済給付オンライン請求システムにより行われています。事故発生から給付までの流れは次のとおりです。

災害共済給付オンライン請求システム概略図



1　JSCが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。

2　初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものが、給付の対象となります（医療保険でいう被保険者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）。

3　同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

4　災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

5　災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

6　他の法令の規定により、国又は地方公共団体から給付等（例えば障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。

7　非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による児童生徒等の災害には、給付を行いません。

8　生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

9　高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。

10　高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し疾病にかかり、又は死亡したときには、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

⑧ 免責の特約

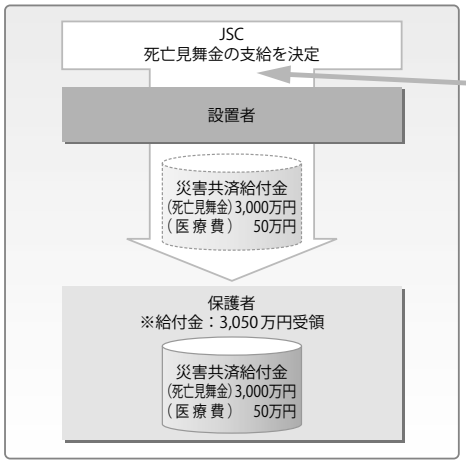
災害共済給付は学校等の管理下で児童生徒等の災害が発生した場合に行われますが、その中には被災児童生徒等以外の第三者の過失責任等による災害もあります。この場合、法律上の規定では、第三者に対してJSCが給付した分の支払を求めることとなりますが、この第三者には学校等の設置者（以下「設置者」という。）も含まれます。

このため、設置者の過失責任等が問われる災害の場合は、まずJSCから被災児童生徒等の保護者に給付が行われ、その後、JSCはその給付金分の支払を設置者に求めることになりますので、設置者に財政負担が生じます。「免責の特約」はこのことに備えるため、あらかじめ設置者相互の掛金負担により財源を確保し、負担の分散を図るための仕組みとして設けられているもので、設置者が過失責任等を問われ賠償に応じる場合には、JSCは設置者に給付金分の支払を求めるのではなく、この確保した財源から給付金分を補填することとなります。同時に、設置者にとってはJSCが支払った給付金は自らが支払った損害賠償金とみなされ、その部分の支払が免責されることとなります。免責の対象となる給付金には、JSCが給付した医療費、障害見舞金及び死亡見舞金のすべてが含まれます。

この仕組みは、災害共済給付契約の目的である災害共済給付を行うことによって学校教育又は保育所等における保育の円滑な実施に資するという制度そのものの円滑な運用にも役立っています。

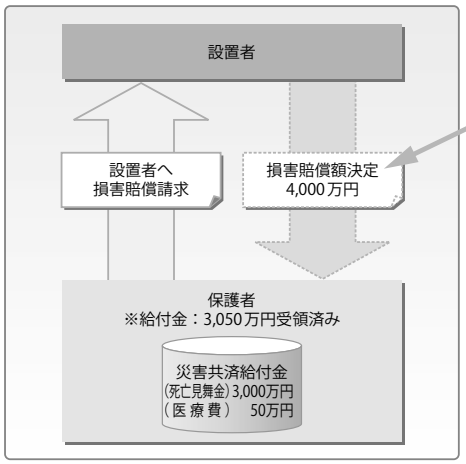
◇ 設置者の過失責任等が問われる災害の場合

ここでは、被災児童生徒等が亡くなり、設置者の過失責任が問われた場合を想定します。



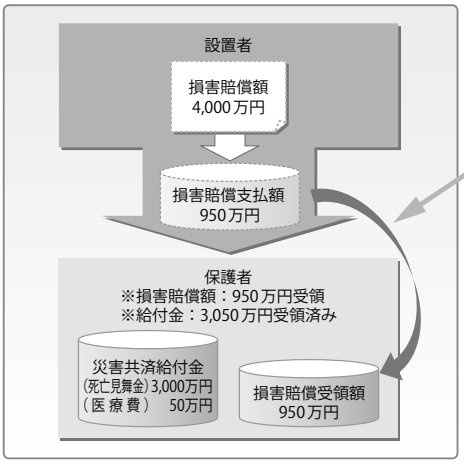
❶被災者の迅速な救済のため、JSCから設置者を通して、保護者に死亡見舞金と医療費を給付します。

例として、死亡見舞金3,000万円と医療費50万円が支払われたものとします。



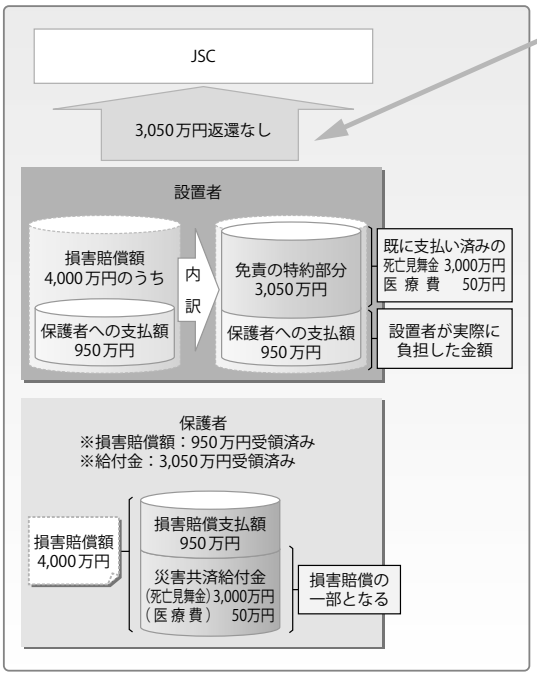
❷設置者と保護者の間で示談、調停、判決などにより設置者が負うべき損害賠償額が確定します。

例として、損害賠償額を4,000万円とします。



❸損害賠償額の決定後、設置者は、既にJSCから支給された死亡見舞金及び医療費と損害賠償額との差額を保護者に支払います。

ここでは、950万円を保護者に支払います。



❹既にJSCから支給された死亡見舞金及び医療費の額は、免責の特約によって、支払を免除されます。

JSCは、給付を行ったことにより、3,050万円の求償権を設置者に対し取得しますが、免責の特約を付した契約者には求償権を行使しません。したがって、設置者は、3,050万円をJSCへ返還する必要はありません（3,050万円については、全国の設置者が負担する「免責の特約の掛金」から充当されます。）。

実際に損害賠償の請求がなされる場合、示談、調停や判決など、さまざまな解決方法がありますが、免責の特約を活用するためには、先に災害共済給付を受ける必要があります。また、設置者は、話し合いの中で免責の趣旨を説明し、保護者と取り交わす示談書、調停文や判決文等に、給付された災害共済給付金の金額の控除について必ず触れてもらうことを確認する必要があります。

実際の手続きについて、詳しい内容をお知りになりたい場合や、既にこのような災害が起きている場合は、JSC へ直接、ご連絡・ご相談ください。

（２）事故防止に関する情報発信



① 情報発信

『災害共済給付Web』には**事故防止に役立つ資料**が**豊富**にあります！

専門家監修
最新データも多数掲載！



1.動画

2.ハンドブック

3.パンフレット

4.統計資料





URL **https://www.jpnsport.go.jp/anzen/** 災害共済給付Web 検索

1.動画



ドラマ仕立てで分かりやすい！

▶運命の5分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～



心停止のサインである心室細動と死戦期呼吸についてCGとドラマで分かりやすく表現しています。また、心肺蘇生とAEDの使用の必要性を認知させる構成となっています。

＼ここがポイント！／

再生回数116万回超！
10分弱で中高の授業にも取り入れやすい！

▶他にも！ 事故防止に関する動画を公開中！

- 頭部・眼・歯・口の外傷
- 遊具の事故
- 熱中症
- 防犯教育
- セミナー　など…



動画一覧はこちら▶
災害共済給付Web＞動画集

2.ハンドブック



持っていて安心！ ハンドブックシリーズ

フローチャート編は、緊急時に確認しながら対応できるよう救急箱に入れて、解説編はいざというときに備え日頃から確認するなど、セットでご活用ください。

▶保育事故防止・対応ハンドブック

解説編　フローチャート編





▶スポーツ事故防止・対応ハンドブック

解説編　フローチャート編





＼ここがポイント！／

各専門家の知見を ふんだんに盛り込み！
迷わず正しく対応できる！

3.パンフレット



ポイントを絞って分かりやすくまとめた
～なくそう！シリーズ～

学校種別に事故発生の傾向を分析し、事故防止と対応の留意点について最新の知見を加えてまとめました。

＼ここがポイント！／

シリーズ毎に
事故の傾向・対策を掲載！

職員研修でも使いやすい！



▶固定遊具の事故防止パンフレット
「なくそう！固定遊具の事故」

Pick up!



■主な内容
- 遊具管理のポイント
- 安全に遊ぶための
ポイント
- 遊具別よくある事故事例と指導・点検のポイント（すべり台／砂場／鉄棒／雲てい／ジャングルジム／ぶらんこ／登り棒／固定タイヤ）

こどもと一緒に考える
資料もあります！

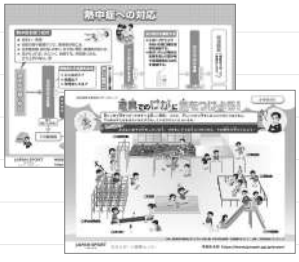
ワークシート

教材カード



▶他にも！事故防止に関する資料を公開中！





▼その他資料はこちら

災害共済給付 Web ＞
事故防止＞
学校等での事故防止対策集
（調査研究）

4.統計資料



統計データを活用してみよう！

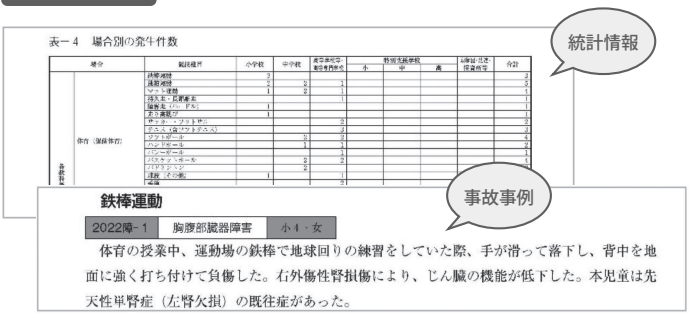
学校等では年間約82万件の事故が発生しています。
少しでも事故を減らすため、事故防止に役立つデータの活用方法についてご紹介します！

▶学校等の管理下の災害

事故事例や統計情報を見る

- 「死亡見舞金」「障害見舞金」「供花料」「歯牙欠損見舞金」を支給した死亡・障害の全事例
- 「医療費」を給付した負傷・疾病の概況と帳票





研修資料に
グループワークに

専門家の知見から学ぶ

●第四編では、各専門家が執筆した「学校等の生活における事故防止の留意点」を学校種別に掲載しています。

事故防止対策に役立てる

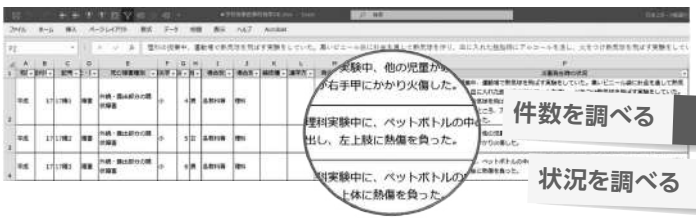
●「自分たちならどうするか」「必要な対策は何か」を考え、事故を未然に防ぐ取組を実践しましょう！

▶学校等事故事例検索データベース

平成17年度～令和4年度に災害共済給付がなされた9,160件の死亡・障害事例を掲載しています。どのようなときに、大きな事故が起きているのかを簡単に調べることができます。

各学校での対策に役立つ!





＼ここがポイント！／

統計データに基づいた正しい事故防止対策ができる！

② 事故防止資料の活用事例

スポーツ事故 防止・対応ハンドブック



- 校外学習時に持ち歩いています！
- 運動部は各自の救急箱に常備するようにしました！
- 解説編は教室の構内電話横に置いて、すぐに見られるようにしています！





知って防ごう！
学校・園での事故

「遊具の安全」 ワークシート

- 「もし○○したら△△してしまうかもしれない。だから、××しよう」と考えさせることで、危険予測が身につく授業ができました。





各種DVD



- 事故防止講習会の資料として活用しました！



③ 学校等における事故防止に関する調査研究

外部有識者とJSC職員で「学校等における事故防止調査研究委員会」を組織し、選定した課題の調査研究を実施し、その結果を報告書等にまとめ、情報の提供を行います。

外部有識者 × JAPAN SPORT COUNCIL

令和6年度の取組

▶ 幼稚園・保育所等における事故の傾向及び事故防止対策

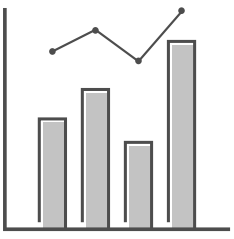
これまで実施したセミナーや研修会の参加者等から「幼稚園・保育所等で活用できる資料を充実してほしい」という要望が寄せられていることを踏まえ、幼稚園・保育所等における夏季の事故の現状分析を行い、分析結果を踏まえた事故防止の留意点を安全教育、安全管理の視点から把握するとともに、その概要を、幼稚園・保育所等の現場において活用しやすい形状の資料としてまとめます。

▶ 事故防止のための情報発信

学校等における事故防止の意識啓発及び関連する取組の充実を図ることを目的として、関係者（医療、学校・園、データ分析、安全教育等）の知見を基に、次の２つの取組を行います。

①学校事故情報の統計化及びアウトプットのあるべき姿を検討し、そのために必要な事故情報の特定等を行い、提言として取りまとめる取組

②新しい形の事故防止啓発資料の制作



3 事業と経営の概況

① 令和５年度事業概要／決算概況

令和５年度は、約1,575万人の児童生徒等が災害共済給付制度に加入し、共済掛金収入は約159.4億円となりました（加入率：児童生徒総数の約95%）。令和４年度に比べ、加入者は約21万人減となりましたが、加入率に大きな違いは見られないことから、児童生徒数の減少がそのまま加入者数の減少に反映されていると思われます。

また、災害共済給付制度への加入（契約更新）は、毎年5月31日までに手続きを行わなければならないこととされていますが、5月以降に新たに経営を開始する保育所等も見受けられることから、当該施設の設置者に限り、経営を開始した日の属する月の翌月末日まで新規契約の申込を受け付けることとしています。

なお、本制度には「免責の特約」（15ページ参照）の仕組みが設けられていますが、令和５年度も、全ての設置者が免責の特約を付した災害共済給付契約を締結（更新）しました。免責の特約を付すことにより、学校等の管理下で発生した災害に対し、設置者の過失責任等が問われ、設置者が損害賠償に応じることとなった場合でも、JSCは設置者に給付金分の支払を求めることなく、免責特約掛金として各設置者からお支払いいただき確保した財源から給付金分の補填をすることとなります。令和５年度は、既に給付金を支給した事案の中で学校等の設置者の損害賠償責任が確定した15件、約2.3億円分を免責特約掛金から充当する（免責特約勘定から災害共済給付勘定に資金を繰入れる）処理を行いました。

災害共済給付に対する国の補助は、「給付金に対する補助」、「要保護・準要保護児童生徒の共済掛金の保護者支出分に対する補助」を合わせ、約20.3億となりました。

給付金は、医療費（負傷・疾病）1,602,968件約120.9億円、障害見舞金308件約14.5億円、死亡見舞金36件約8.9億円、附帯事業費2,133件0.1億円、合計約144.4億円を支給しました。令和４年度に比べ、給付金の合計額は約2.6億円の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し始めた令和元年度以前に比べると、給付額は大きく減少しています。

また、死亡見舞金の給付件数は、年々減少傾向にあり、平成16年度以降は100件を下回る状況が続いていますが、令和５年度の36件は、過去最少の件数となりました。

令和3年度からは、歯牙の障害のうち、第14級の障害見舞金の認定基準に該当しない１歯欠損に対し、「歯牙欠損見舞金」の支給を行っていますが、令和５年度の給付件数は46件でした。

災害共済給付勘定の収支状況

令和５年度の災害共済給付に係る経費（災害共済給付勘定）の収支状況は下図のとおりです。

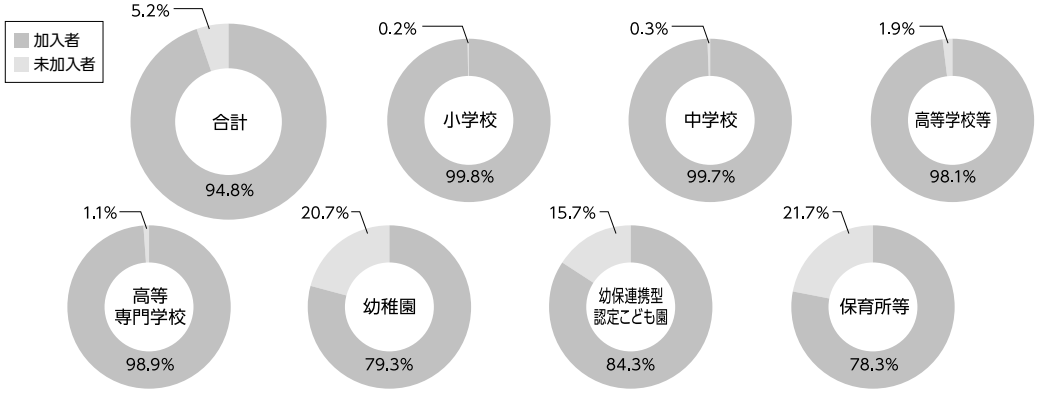




※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。
※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。
※免責特約勘定の状況については、「財政状況の推移」にてご確認ください。

災害共済給付の加入状況（令和5年度）

令和５年度における学校種別の児童生徒等の加入状況は下図のとおりです（基準日：令和５年５月１日）。



（人）

学校種別	小学校	中学校	高等学校等	高等専門学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所等	合計
加入者	6,137,215	3,245,688	3,234,025	55,962	668,196	710,468	1,693,728	15,745,282
未加入者	14,183	8,685	64,057	614	174,817	132,812	470,063	865,231

（注）1 未加入者数は文部科学省の学校基本調査等による令和５年度の児童生徒等総数から、令和５年度の災害共済給付契約に基づく児童生徒等の加入者数を引いたものです（基準日：令和５年５月１日）。ただし、一定の基準を満たす認可外保育施設については、児童生徒等総数及び加入率算出の数値に含んでおりません。また、上記加入者数には、年度途中契約の加入者161人は含みません。
（注）2 高等学校等には、高等学校（全日制・定時制・通信制）及び高等専修学校（昼間学科・夜間等学科・通信制学科）が含まれています。
（注）3 保育所等とは、児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第６条の３に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設が含まれています。

発生件数・給付状況（令和5年度）

令和５年度の災害共済給付に係る給付状況は下表のとおりです。

学校種別		医療費（負傷・疾病）					障害見舞金		死亡見舞金		計	
		発生件数（件）	発生率（%）	給付件数（件）	給付金額（千円）	給付率（%）	給付件数（件）	給付金額（千円）	給付件数（件）	給付金額（千円）	給付件数（件）	給付金額（千円）
小学校		283,474	4.66	448,746	2,218,326	7.37	44	150,290	7	195,000	448,797	2,563,616
中学校		251,897	7.84	496,059	3,309,252	15.44	55	269,410	15	342,000	496,129	3,920,662
高等専修学校	全日制昼間学科	203,888	6.96	544,542	6,026,170	18.58	187	873,656	8	238,000	544,737	7,137,826
	定時制夜間等学科	1,980	2.89	4,110	37,318	5.99	4	59,650	0	0	4,114	96,968
	通信制通信制学科	783	0.33	2,952	34,712	1.25	4	11,900	1	15,000	2,957	61,612
高等専門学校		1,800	3.22	4,448	54,075	7.95	1	2,250	3	40,500	4,452	96,825
幼稚園		13,093	1.96	19,811	84,101	2.96	3	20,850	0	0	19,814	104,951
幼保連携型認定こども園		18,600	2.62	25,680	103,594	3.61	1	2,250	1	30,000	25,682	135,844
保育所等		41,655	2.48	56,620	222,089	3.36	9	58,000	1	30,000	56,630	310,089
計		817,170	5.22	1,602,968	12,089,640	10.24	308	1,448,256	36	890,500	1,603,312	14,428,396

（注）1 上記のほか、へき地にある学校等の管理下における児童生徒の災害に対する通院費4,419千円（2,075件）、供花料2,040千円（12件）、歯牙欠損見舞金3,680千円（46件）の支給を行っており、これらを加えた給付金の合計額は、14,438,535千円です。
（注）2 発生件数とは当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数です。
（注）3 発生率＝負傷・疾病の発生件数÷（加入者数－要保護児童生徒数）×100（%）
（注）4 給付率＝医療費給付件数÷（加入者数－要保護児童生徒数）×100（%）
（注）5 金額は千円未満切捨てのため、合計金額は一致しないことがあります。

② 財政状況の推移

◇災害共済給付勘定（損益）

（単位：千円）

科 目		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常費用（A）	給付金	17,728,490	14,397,544	15,586,692	14,186,040	14,438,535
	業務経費	-	-	-	-	726,837
	一般勘定繰入金	290,491	447,783	434,980	523,402	-
	支払備金繰入	-	-	308,589	20,950	77,416
	その他支出	-	-	-	10,587	225
	合 計	18,018,980	14,845,327	16,330,261	14,740,979	15,243,013
経常収益（B）	災害共済給付補助金収益	2,316,747	2,313,709	2,313,826	2,021,978	2,031,615
	共済掛金収入	16,769,936	16,560,139	16,338,337	16,146,693	15,942,914
	免責特約勘定より受入	305,071	233,067	251,703	144,080	230,867
	支払備金戻入	288,697	1,056,644	-	-	-
	寄附金収益	-	-	-	-	69
	財務収益	2,480	5,378	6,597	13,683	22,397
	雑益	13,159	5,682	1,728	1,861	4,896
	合 計	19,696,090	20,174,619	18,912,190	18,328,295	18,232,758
（B）－（A）当期純利益		**1,677,110**	**5,329,292**	**2,581,929**	**3,587,316**	**2,989,744**
利益剰余金		**117,959**	**5,447,251**	**8,029,180**	**11,616,497**	**14,606,241**

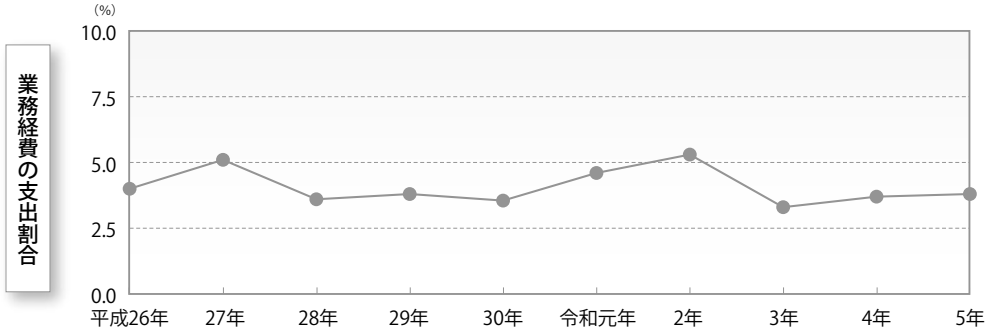
◇免責特約勘定（損益）

（単位：千円）

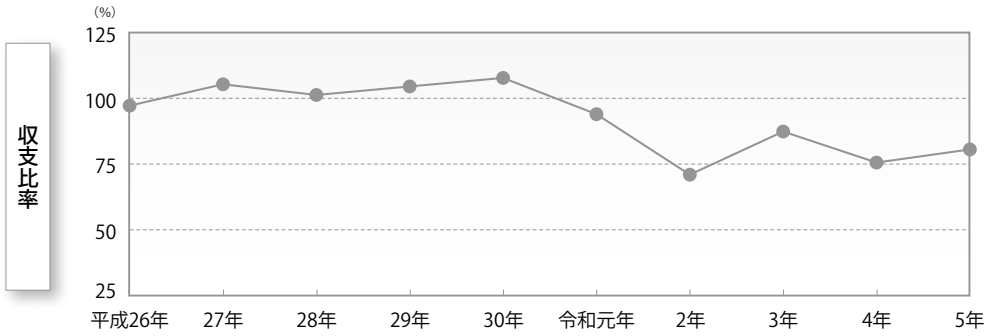
科 目		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常費用（A）	免責特約業務経費	-	-	-	-	29,670
	一般勘定繰入金	30,000	30,000	30,000	30,000	-
	災害共済給付勘定へ繰入	305,071	233,067	251,703	144,080	230,867
	支払備金繰入	269,561	-	80,578	-	176,202
	合 計	604,632	263,067	362,281	174,080	436,739
経常収益（B）	共済掛金収入	247,652	245,041	242,392	239,374	235,838
	支払備金戻入	-	173,550	-	215,478	-
	財務収益	1,596	2,391	2,529	1,799	3,551
	合 計	249,247	420,982	244,921	456,651	239,389
（B）－（A）当期純利益		△ 355,385	157,915	△ 117,360	282,571	△ 197,350
利益剰余金		**2,423,343**	**2,581,258**	**2,463,898**	**2,746,469**	**2,549,119**

③ 主な指標の推移

財政状況

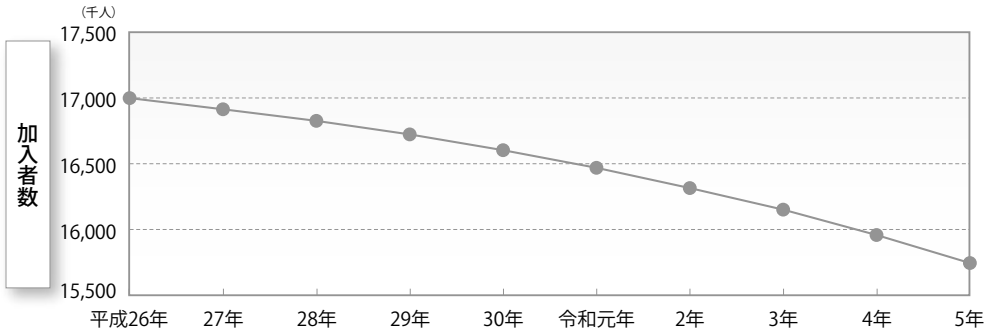


災害共済給付に係る業務経費（職員人件費及び外苑事務所に係る経費を除く。以下同じ。）の支出額を共済掛金収入で除した割合を指しています。なお、災害共済給付業務に関する事務の所掌が文部科学省からこども家庭庁に移管されたことに伴い、令和５年度からは、災害共済給付に係る業務経費についても災害共済給付勘定で経理することとしています。



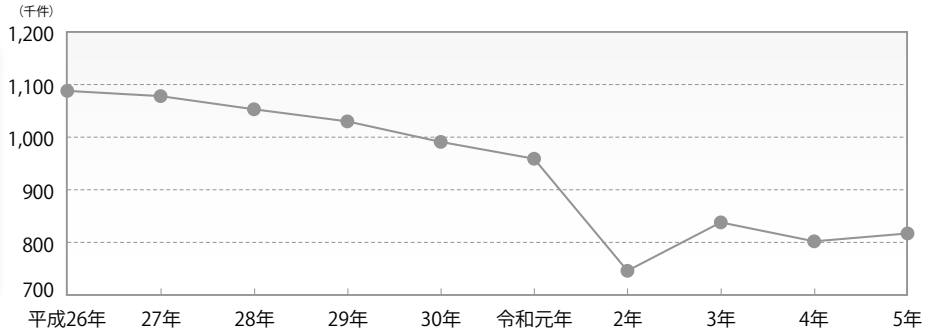
「収支比率」とは、共済掛金収入に対する災害共済給付に係る給付金の割合のことであり、「給付金から災害共済給付補助金を減じた額」を「共済掛金収入」で除した割合を指しています。

加入状況

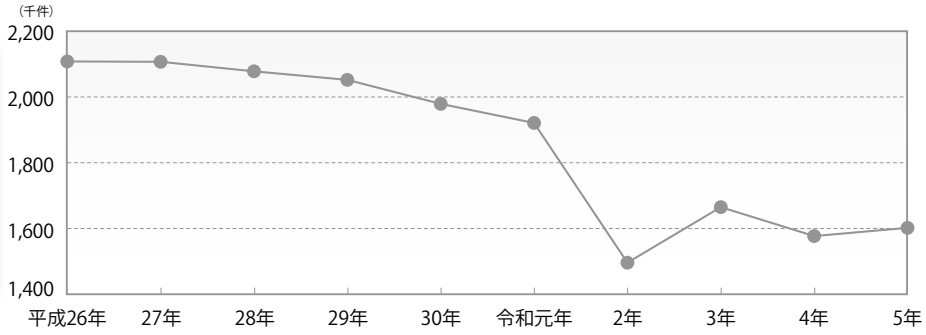


給付状況

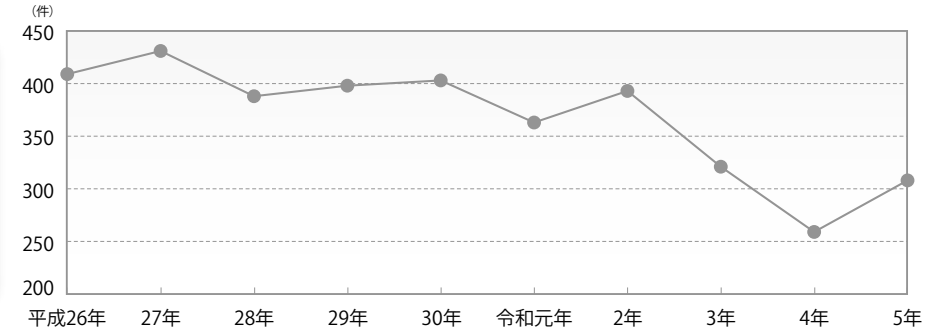
負傷・疾病発生件数



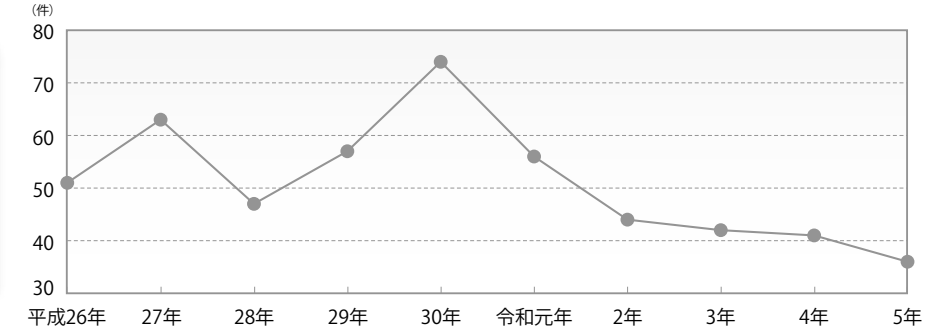
医療費給付件数



障害見舞金給付件数



死亡見舞金給付件数



④ 詳細データ

◇ 障害・死亡見舞金・供花料・歯牙欠損見舞金の状況（令和5年度）

★障害見舞金の給付状況

a：学校種別・障害等級別の給付状況

等級別＼学校種別	小学校（件）	中学校（件）	高等学校等（件）	高等専門学校（件）	幼稚園（件）	幼保連携型認定こども園（件）	保育所等（件）	計（件）
第 1 級	1	1	5	0	0	0	1	8
2	0	1	0	0	0	0	0	1
3	0	1	2	0	0	0	0	3
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	9	0	0	0	0	9
6	0	0	2	0	0	0	0	2
7	1	4	10	0	0	0	0	15
8	0	0	9	0	0	0	0	9
9	6	7	18	0	1	0	0	32
10	0	0	7	0	0	0	0	7
11	4	6	14	0	0	0	0	24
12	21	19	38	1	1	1	8	89
13	3	6	30	0	1	0	0	40
14	8	10	51	0	0	0	0	69
計	44	55	195	1	3	1	9	308

b：学校種別・障害種別の給付状況

障害種別＼学校種別	小学校（件）	中学校（件）	高等学校等（件）	高等専門学校（件）	幼稚園（件）	幼保連携型認定こども園（件）	保育所等（件）	計（件）
歯牙障害	3	3	36	0	0	0	0	42
視力・眼球運動障害	5	12	51	0	0	0	0	68
手指切断・機能障害	2	0	10	0	0	0	0	12
上肢切断・機能障害	1	0	10	0	0	0	0	11
足指切断・機能障害	0	0	1	0	0	0	0	1
下肢切断・機能障害	2	2	4	0	1	0	0	9
精神・神経障害	1	9	32	0	0	0	1	43
胸腹部臓器障害	1	9	14	0	0	0	0	24
外貌・露出部分の醜状障害	26	17	31	1	2	1	8	86
聴力障害	0	0	1	0	0	0	0	1
せき柱障害	3	2	5	0	0	0	0	10
そしゃく機能障害	0	1	0	0	0	0	0	1
計	44	55	195	1	3	1	9	308

c：学校種別・災害発生の場合別の給付状況

学校種別＼場合別	各教科・道徳・保育（件）	学校行事以外の特別活動（件）	学校行事（件）	課外指導（件）	休憩時間（件）	通学・通園（件）	寄宿舎（件）	計（件）
小学校	13	4	0	0	23	4	0	44
中学校	21	3	4	16	8	3	0	55
高等学校等	45	3	8	102	17	20	0	195
高等専門学校	0	0	1	0	0	0	0	1
幼稚園	3	0	0	0	0	0	0	3
幼保連携型認定こども園	1	0	0	0	0	0	0	1
保育所等	9	0	0	0	0	0	0	9
計	92	10	13	118	48	27	0	308

（注）上記3表中の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計しています。

★死亡見舞金の給付状況

a：学校種別・死因別給付状況

死因別＼学校種別		小学校（件）	中学校（件）	高等学校等（件）	高等専門学校（件）	幼稚園（件）	幼保連携型認定こども園（件）	保育所等（件）	計（件）
突然死	心臓系	2	2	3	0	0	0	0	7
	中枢神経系（頭蓋内出血）	2	1	0	0	0	0	0	3
	大血管系など	1	0	1	0	0	0	0	2
	計	5	3	4	0	0	0	0	12
頭部外傷		1	4	1	0	0	0	0	6
溺死		0	0	1	0	0	0	0	1
頚髄損傷		0	0	0	0	0	0	0	0
窒息死（溺死以外）		1	5	1	0	0	1	1	9
内臓損傷		0	1	1	0	0	0	0	2
熱中症		0	1	0	0	0	0	0	1
全身打撲		0	1	1	3	0	0	0	5
電撃死		0	0	0	0	0	0	0	0
焼死		0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0
計		7	15	9	3	0	1	1	36

b：学校種別・災害発生の場合別の給付状況

学校種別＼場合別	各教科・道徳・保育（件）	学校行事以外の特別活動（件）	学校行事（件）	課外指導（件）	休憩時間（件）	通学・通園（件）	寄宿舎（件）	計（件）
小学校	2	1	1	0	2	1	0	7
中学校	5	0	0	2	1	7	0	15
高等学校等	0	1	2	4	1	1	0	9
高等専門学校	0	0	0	0	0	3	0	3
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
幼保連携型認定こども園	1	0	0	0	0	0	0	1
保育所等	1	0	0	0	0	0	0	1
計	9	2	3	6	4	12	0	36

（注）上記2表中の件数は、死亡したときに在籍していた学校種別で集計しています。

★供花料の支給件数

学校種別	事故の型						計（件）
	対自動車事故					その他の事故（件）	
	徒歩（件）	自転車（件）	原付自転車及び自動二輪車（件）	その他（件）	計（件）		
小学校	0	0	0	0	0	1	1
中学校	2	0	0	0	2	1	3
高等学校等	0	3	0	0	3	5	8
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
保育所等	0	0	0	0	0	0	0
計	2	3	0	0	5	7	12

（注）1 供花料は、学校等の管理下における児童生徒等の死亡で第三者から損害賠償が支払われたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して支給するものです。
（注）2 表中の「対自動車事故」は、自動車損害賠償保障法によって損害賠償金が支払われたため供花料のみを支給した件数であり、同法の対象とならない自損事故によるもの（死亡見舞金支給の対象となったもの）は、上掲（死亡見舞金の給付状況）に含まれています。

★歯牙欠損見舞金の支給件数

学校種別	小学校（件）	中学校（件）	高等学校等（件）	高等専門学校（件）	幼稚園（件）	幼保連携型認定こども園（件）	保育所等（件）	計（件）
件数	9	12	25	0	0	0	0	46

（注）1 歯牙欠損見舞金は、学校等の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損（障害見舞金の対象となるものを除く。）に対して支給するものです。
（注）2 歯牙欠損見舞金の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計しています。

⑤ 共済掛金額／死亡・障害見舞金額等の改定経緯

掛金改定のみ　　掛金改定＋給付基準改正　　給付基準改正のみ

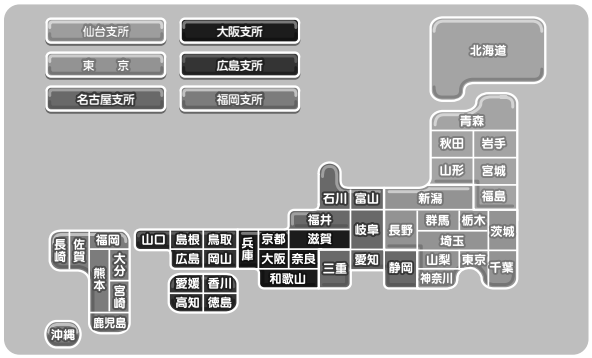
学校種別 / 年度	災害共済掛金額										給付額						免責特約共済掛金額	
	義務教育諸学校	高等学校				高等専門学校		幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所	要保護児童生徒	死亡見舞金	障害見舞金	供花料	医療費			
		全日制	定時制	通信制	実習船	工業	商船								支給下限	支給期間	支給割合	
昭和35	円 20	円 35	円 25	円 15	円 100	円	円	円 12	円	円 12	円 4	千円 100	千円 130～5	千円	円 100	年 1	1/2	円
36																		
37																		
38	36	50	40			—	—	20		20								
39																		
40																		
41	58	100			110											2		
42														—				
43						100	110											
44	110	200	75	27		200		33		33	6	300	390～15		500	3		—
45																		
46																		
47	180 (70)	300 (140)	110 (50)	40 (20)		380 (—)		50 (20)		50 (20)	8 (4)	500	630～25			5		
48																		
49												1,000	1,200～45	30			3/10又は4/10	
50												2,000 (1,000)	2,400～45 (1,200～45)				高額療養費との調整	
51																		
52	300 (100)	450 (170)	160 (60)	60 (25)		760 (—)		85 (25)		85 (25)		3,000 (1,500)	4,000～150 (2,000～75)					
53	300 (120)	600 (280)	230 (90)	89 (40)		1,000 (—)		105 (45)		135 (55)		12,000 (6,000)	15,000～330 (7,500～165)		2,500		4/10に一本化高額療養費と調整	10 (1)
54																		
55	400 (200)	760 (380)	290 (120)			1,260 (—)		130 (65)		220 (110)	16 (8)							
56																		
57																		
58																		
59									—				18,000～330 (9,000～165)					
60																		
61												14,000 (7,000)						
62																		
63	600 (300)	960 (480)	420 (210)	89 (40)		1,820 (—)		220 (110)		290 (145)	20 (10)		18,900～400 (9,450～200)		3,000			
平成1																		
2																		
3																		
4					全日制に統合							17,000 (8,500)	22,900～490 (11,450～245)					
5														120				
6																		
7																		
8	720 (360)	1,280 (640)	640 (320)	200 (100)				240 (120)		310 (155)	24 (12)	21,000 (10,500)	28,300～610 (14,150～305)		4,000			20 (2)
9																		
10																		
11	840 (420)	1,530 (765)	720 (360)	280 (140)				260 (130)		350 (175)	40 (20)	25,000 (12,500)	33,700～730 (16,850～365)	170	5,000	7		35 (3)
12																		
13																		
14																		
15																10		
16						(910)												
17	920 (460)	1,840 (920)	980 (490)			1,880 (940)		270 (135)				28,000 (14,000)	37,700～820 (18,850～410)					25 (2)
18～26																		
27									270 (135)									
28																		
29																		
30																		
令和1		2,150 (1,075)				1,930 (965)						30,000 (15,000)	40,000～880 (20,000～440)					15 (2)
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		

（注）1 災害共済掛金額の（ ）内は、沖縄県の共済掛金額を示す。
（注）2 死亡・障害見舞金の（ ）内は、通学中の災害（死亡見舞金にあっては突然死を含む。）に係る給付金額を示す。
（注）3 免責特約に係る共済掛金額の（ ）内は、高等学校通信制の掛金額を示す。

4 所在地一覧

災害共済給付事業部

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1
日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階 ▪ 運営調整課… TEL：03-5410-9158 ▪ 調査課 … TEL：03-5410-9154





災害共済給付等担当地域一覧

	所在地	担当課	担当地域	TEL
仙台支所	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階	仙台給付課審査第一係	北海道、青森県、岩手県	022-716-2107
		仙台給付課審査第二係	宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2108
		仙台業務推進課		022-716-2106
東京	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階	東京給付課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162
			東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163
名古屋支所	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階	名古屋給付課審査第一係	福井県、愛知県、三重県	052-533-7822
		名古屋給付課審査第二係	富山県、石川県、岐阜県、静岡県	052-533-7823
		名古屋業務推進課		052-533-7821
大阪支所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階	大阪給付課審査第一係	大阪府、奈良県、和歌山県	06-6456-3602
		大阪給付課審査第二係	滋賀県、京都府、兵庫県	06-6456-3603
		大阪業務推進課		06-6456-3601
広島支所	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階	広島給付課審査第一係	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-511-2956
		広島給付課審査第二係	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2957
		広島業務推進課		082-511-2822
福岡支所	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階	福岡給付課審査第一係	福岡県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8725
		福岡給付課審査第二係	佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8726
		福岡業務推進課		092-738-8720

※お問合せ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）

独立行政法人日本スポーツ振興センター
ウェブサイト
https://www.jpnsport.go.jp

災害共済給付事業部ウェブサイト
「災害共済給付Web」
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/

2　災害共済給付過去5年間の推移

(1)　発生件数と発生率

	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	発生件数（件）	発生率（％）	発生件数（件）	発生率（％）	発生件数（件）	発生率（％）	発生件数（件）	発生率（％）	発生件数（件）	発生率（％）
総　　数	959,714	5.87	746,913	4.61	838,886	5.23	802,929	5.06	817,170	5.22
小　学　校	333,137	5.23	263,385	4.17	294,738	4.72	281,768	4.56	283,474	4.66
中　学　校	303,550	9.39	221,705	6.86	251,865	7.74	244,783	7.57	251,897	7.84
高等学校等	249,741	7.33	189,951	5.69	210,547	6.42	202,749	6.24	206,651	6.39
高等専門学校	2,130	3.76	1,106	1.96	1,760	3.12	1,702	3.03	1,800	3.22
幼　稚　園	16,417	1.79	14,707	1.71	16,432	2.04	14,136	1.93	13,093	1.96
幼保連携型認定こども園	13,751	2.35	15,164	2.38	18,177	2.71	17,173	2.47	18,600	2.62
保　育　所　等	40,988	2.30	40,895	2.32	45,367	2.60	40,618	2.37	41,655	2.48

※発生率＝負傷・疾病の発生件数÷加入者（除要保護）×100（％）

(2)　負傷と疾病の発生件数

（件）

	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病
総　　数	881,142	78,572	689,218	57,695	776,520	62,366	742,273	60,656	748,687	68,483
小　学　校	313,227	19,910	247,773	15,612	277,463	17,275	264,975	16,793	266,176	17,298
中　学　校	277,552	25,998	204,048	17,657	233,253	18,612	226,409	18,374	231,291	20,606
高等学校等	223,558	26,183	172,123	17,828	191,606	18,941	184,326	18,423	183,238	23,413
高等専門学校	1,964	166	1,024	82	1,641	119	1,596	106	1,674	126
幼　稚　園	15,199	1,218	13,557	1,150	15,144	1,288	12,926	1,210	12,041	1,052
幼保連携型認定こども園	12,464	1,287	13,747	1,417	16,460	1,717	15,495	1,678	16,763	1,837
保　育　所　等	37,178	3,810	36,946	3,949	40,953	4,414	36,546	4,072	37,504	4,151

(3) 死亡の発生件数の推移

学校等の管理下における死亡について、過去５年間の推移状況は下表のとおりである。

なお、供花料とは、死亡事故において、対自動車事故など第三者からJSCの死亡見舞金を上回る損害賠償が支払われたために、死亡見舞金を給付しなかったものに支給されるものである。

（件）

	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	死亡	供花料	死亡	供花料	死亡	供花料	死亡	供花料	死亡	供花料
総数	56	15	44	18	42	16	41	17	36	12
小学校	11	5	4	2	8	2	8	3	7	1
中学校	20	3	10	2	16	5	10	3	15	3
高等学校等	23	5	26	12	14	7	21	11	9	8
高等専門学校	0	0	1	0	4	1	1	0	3	0
幼稚園	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
幼保連携型認定こども園	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
保育所等	2	2	2	1	0	0	1	0	1	0

※給付した校種の件数である。

(4) 障害の発生件数の推移

学校等の管理下における障害について、過去５年間の推移状況は下表のとおりである。「治ゆ時」の欄は、傷病が治ゆし、障害の状態となったときに在籍した学校種別ごとの件数であり、「原傷病発生時」は、障害を残すものとなった傷病が発生したときに在籍した学校種別ごとの件数である。

（件）

	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	治ゆ時	原傷病発生時	治ゆ時	原傷病発生時	治ゆ時	原傷病発生時	治ゆ時	原傷病発生時	治ゆ時	原傷病発生時
総数	363	363	393	393	321	321	259	259	308	308
小学校	60	100	48	77	51	85	34	64	44	65
中学校	68	94	97	139	65	89	51	64	55	80
高等学校等	226	157	239	165	192	130	165	119	195	141
高等専門学校	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1
幼稚園	3	4	1	3	0	1	1	2	3	3
幼保連携型認定こども園	2	2	0	1	3	2	1	1	1	2
保育所等	3	5	7	7	10	14	6	8	9	16

3　死亡見舞金の給付対象となる災害の範囲

	対象となる災害の範囲
死　　亡	学校等の管理下において発生した事例に起因する死亡及び学校給食等による中毒・熱中症等所定の疾病に直接起因する死亡

4　障害見舞金の等級別障害程度一覧

JSCが障害見舞金を支給する障害は、児童生徒等の負傷又は疾病が治った場合において存する障害のうち、下表に掲げる障害である。

なお、歯牙障害については、JSCの認定基準において若干緩和した運用をしており、前歯の場合は３本以上でなく２本の欠損でもその歯牙欠損の補綴（てつ）を行うための両側の歯牙についても歯科補綴を行ったものの歯数に算入することにしている。

等級	障害
第一級	1　両眼が失明したもの 2　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5　両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6　両上肢の用を全廃したもの 7　両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8　両下肢の用を全廃したもの
第二級	1　一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2　両眼の視力が0.02以下になったもの 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5　両上肢を手関節以上で失ったもの 6　両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	1　一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2　咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5　両手の手指の全部を失ったもの
第四級	1　両眼の視力が0.06以下になったもの 2　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3　両耳の聴力を全く失ったもの 4　一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5　一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6　両手の手指の全部の用を廃したもの 7　両足をリスフラン関節以上で失ったもの

第五級	1　一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4　一上肢を手関節以上で失ったもの 5　一下肢を足関節以上で失ったもの 6　一上肢の用を全廃したもの 7　一下肢の用を全廃したもの 8　両足の足指の全部を失ったもの
第六級	1　両眼の視力が0.1以下になったもの 2　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5　脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 8　一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの
第七級	1　一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2　両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6　一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 7　一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 8　一足をリスフラン関節以上で失ったもの 9　一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10　一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11　両足の足指の全部の用を廃したもの 12　外貌に著しい醜状を残すもの 13　両側の睾丸を失ったもの
第八級	1　一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの 2　脊柱に運動障害を残すもの 3　一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの 4　一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 5　一下肢を５センチメートル以上短縮したもの 6　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 7　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 8　一上肢に偽関節を残すもの 9　一下肢に偽関節を残すもの 10　一足の足指の全部を失ったもの

第九級	1　両眼の視力が0.6以下になったもの 2　一眼の視力が0.06以下になったもの 3　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9　一耳の聴力を全く失ったもの 10　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12　一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの 13　一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 14　一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 15　一足の足指の全部の用を廃したもの 16　外貌に相当程度の醜状を残すもの 17　生殖器に著しい障害を残すもの
第十級	1　一眼の視力が0.1以下になったもの 2　正面視で複視を残すもの 3　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4　十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7　一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 8　一下肢を３センチメートル以上短縮したもの 9　一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 10　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 11　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第十一級	1　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4　十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5　両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6　一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7　脊柱に変形を残すもの 8　一手の示指、中指又は環指を失ったもの 9　一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 10　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

第十二級	1　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4　一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8　長管骨に変形を残すもの 9　一手の小指を失ったもの 10　一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11　一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 12　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 13　局部に頑固な神経症状を残すもの 14　外貌に醜状を残すもの
第十三級	1　一眼の視力が0.6以下になったもの 2　一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3　正面視以外で複視を残すもの 4　両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5　五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7　一手の小指の用を廃したもの 8　一手の母指の指骨の一部を失ったもの 9　一下肢を１センチメートル以上短縮したもの 10　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 11　一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第十四級	1　一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2　三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3　一耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6　一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7　一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8　一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 9　局部に神経症状を残すもの

備　考

一　視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。

二　手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

三　手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

五　足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　各等級の障害に該当しない障害であって、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。